

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 被 処 分 者 | 認 定 番 号 | 新潟県公安委員会 第460536号 |
| | 自動車運転代行業者 の名称又は記号 | あんしん代行社 |
| | 主たる営業所が所在する市町村 | 上越市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和7年7月15日 |
| 処 分 内 容 | | 指示処分 |
| 処 分 理 由 | | 欠格事由に該当する者を運転代行業務に従事させ、運 転代行業務の従事制限に違反したため。 |
| 根 拠 法 令 | | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第14条第2項及び第22条第1項 |
| 処分を行った公安委員会 | | 新潟県公安委員会 |